

# 総務文教委員会

平成30年9月10日(月)

10時00分～ 時 分

全員協議会室

(委員) 野藤委員長、小川副委員長、沖田委員、西川委員、永見委員、佐々木委員、道下委員  
西田委員

(議長・委員外議員)

(総務文教委員会 所管管理職)

近重副市長

〔市長公室〕 佐々木市長公室長

〔総務部〕 砂川総務部長、山根総務課長、西谷行財政改革推進課長  
湯浅行財政改革推進課副参事(教育施設再編推進室長)  
馬場安全安心推進課長、西川人事課長、久佐情報政策課長  
村瀧人権同和教育啓発センター所長(人権同和教育室長)

〔地域政策部〕 岡田地域政策部長、岡橋政策企画課長、邊まちづくり推進課長  
田中地域プロジェクト推進室長

〔財務部〕 宮崎財務部長、森脇税務課長、土谷資産税課長、草刈財政課長

〔金城支所〕 吉永金城支所長、原田金城支所防災自治課長(金城分室長)

〔旭支所〕 塚田旭支所長、佐々尾旭支所防災自治課長(旭分室長)

〔弥栄支所〕 河上弥栄支所長、三浦弥栄支所防災自治課長(弥栄分室長)

〔三隅支所〕 斎藤三隅支所長、小松三隅支所防災自治課長(三隅分室長)

〔会計課〕 原田会計管理者(会計課長)

〔教育委員会〕 石本教育長、佐々木教育部長、古森教育総務課長、市原学校教育課長  
牛尾学力向上推進室長、村木生涯学習課長、  
長見青少年サポートセンター所長、有福青少年サポートセンター副参事  
外浦文化振興課長

〔選挙管理委員会〕 森下選挙管理委員会事務局長

〔監査委員・公平委員会〕 栗栖監査委員事務局長(公平委員会上席職員)

〔消防本部〕 佐々木消防長、中村総務課長、~~齋藤予防課長~~、本田警防課長  
大驛通信指令課長、~~田中浜田消防署長~~、尾崎東部消防署長  
~~琴野西部消防署長~~

(事務局) 篠原書記

---

## 【議 題】

- 1 議案第54号 浜田市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第55号 浜田市税条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第56号 浜田市立図書館条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第57号 ラ・ペアーレ浜田条例の一部を改正する条例について
- 5 同意第2号 浜田市教育委員会委員の任命について
- 6 同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 7 請願第2号 「地方ローカル線」の維持・存続を求める意見書の提出について
- 8 陳情審査
  - (1) 陳情第50号 スキー事故の再発防止対策を早急にする陳情について
  - (2) 陳情第51号 民間企業並みに記録(日報でなくても)に関する陳情について
  - (3) 陳情第52号 歴史資料館の建設中止に関する陳情について
  - (4) 陳情第53号 弥栄支所の賃料に関する陳情について
  - (5) 陳情第54号 市営プールの入会に関する陳情について
- 9 執行部からの報告事項
  - (1) 浜田市有料駐車場の利用状況について
  - (2) 平成30年度浜田市坂根正弘奨学金奨学生の決定について

- (3) まちづくり総合交付金制度の中間検証について
  - (4) 平成 30 年度全国学力・学習状況調査結果（概要）について
  - (5) 浜田市室内プールの愛称について
  - (6) しまね映画塾 2018in 浜田 撮影作品の決定について
- 10 所管事務調査について
- (1) 学校の暑さ対策について
- 11 その他

**平成 30 年 9 月浜田市議会定例会  
条例議案新旧対照表**

**（総務文教委員会）**

## 新旧対照表の見方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

### 〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とする。 2 〔略〕	（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 〔略〕

## 目 次

議案第54号	浜田市行政組織条例の一部を改正する条例について	…	1ページ
議案第55号	浜田市税条例の一部を改正する条例について	…	3ページ
議案第56号	浜田市立図書館条例の一部を改正する条例について	…	4ページ
議案第57号	ラ・ペアーレ浜田条例の一部を改正する条例について	…	5ページ

現行	改正後（案）
<p>（所掌事務）</p> <p>第2条 部及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>市長公室 〔略〕</p> <p>総務部</p> <p>(1) 議会に関すること。</p> <p>(2) 条例及び規則に関すること。</p> <p>(3) 行財政改革に関すること。</p> <p>(4) 行政一般に関すること。</p> <p>(5) 交通安全、防犯及び災害対策に関すること。</p> <p>(6) 情報化推進に関すること。</p> <p>(7) 人権同和対策及び啓発の施策に関すること。</p> <p>(8) 統計に関すること。</p> <p>(9) 職員に関すること。</p> <p>(10) 普通財産に関すること。</p> <p><b><u>(11) 入札に関すること。</u></b></p> <p><b><u>(12)</u></b> 前各号に掲げるもののほか、他の部の所管に属さないこと。</p> <p>地域政策部 〔略〕</p> <p>財務部</p> <p>(1) 予算その他財政に関すること。</p> <p>(2) 市税<b><u>及び国民健康保険料</u></b>に関すること。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第2条 部及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>市長公室 〔略〕</p> <p>総務部</p> <p>(1) 議会に関すること。</p> <p>(2) 条例及び規則に関すること。</p> <p>(3) 行財政改革に関すること。</p> <p>(4) 行政一般に関すること。</p> <p>(5) 交通安全、防犯及び災害対策に関すること。</p> <p>(6) 情報化推進に関すること。</p> <p>(7) 人権同和対策及び啓発の施策に関すること。</p> <p>(8) 統計に関すること。</p> <p>(9) 職員に関すること。</p> <p>(10) 普通財産に関すること。</p> <p><b><u>(11)</u></b> 前各号に掲げるもののほか、他の部の所管に属さないこと。</p> <p>地域政策部 〔略〕</p> <p>財務部</p> <p>(1) 予算その他財政に関すること。</p> <p>(2) 市税_____に関すること。</p> <p><b><u>(3) 経理及び契約に関すること。</u></b></p> <p><b><u>(4) 入札に関すること。</u></b></p>

浜田市行政組織条例（平成17年浜田市条例第16号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
健康福祉部 〔略〕	健康福祉部 〔略〕
市民生活部 〔略〕	市民生活部 〔略〕
産業経済部 〔略〕	産業経済部 〔略〕
都市建設部 〔略〕	都市建設部 〔略〕

浜田市税条例（平成17年浜田市条例第67号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（入湯税の課税免除）</p> <p>第142条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><b><u>(3) その他市長が特に必要と認める者</u></b></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>（入湯税の課税免除）</p> <p>第142条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><b><u>(3) 入湯料金が1,000円以下（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）で宿泊を伴わないで入湯する者</u></b></p> <p><b><u>(4) 修学旅行、体育大会その他の学校教育上の行事に伴い入湯する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒及び学生（次項において「児童等」という。）並びにこれらを引率する教職員</u></b></p> <p><b><u>2 前項第4号の規定は、当該児童等を引率する教職員が、入湯する鉱泉浴場の特別徴収義務者に対し、市長が定めた申出書により、当該児童等及びその教職員が同号の規定に該当する者である旨を申し出た場合に限り適用する。</u></b></p>



現行	改正後（案）										
<p><u>（駐車場の使用料）</u>  <b>第12条</b> <u>浜田市立中央図書館の駐車場を使用する者は、出場の際に別表第3に定める使用料を納付しなければならない。</u>                      （使用料の減免）  <b>第13条</b> 〔略〕                      （使用料の不還付）  <b>第14条</b> 〔略〕                      （原状回復の義務）  <b>第15条</b> 〔略〕                      （損害賠償等の義務）  <b>第16条</b> 〔略〕                      （委任）  <b>第17条</b> 〔略〕  <u>別表第3（第12条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="103 970 1111 1214"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用開始から30分以内</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>使用開始から30分を超え1時間以内</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>使用開始から1時間を超えた後の1時間当たり</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>1日当たり（1日の使用が13時間を超え24時間以内）</td> <td>1,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u> 1時間を単位とする使用の使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、当該端数は1時間とみなして算定する。</p>	使用区分	使用料	使用開始から30分以内	無料	使用開始から30分を超え1時間以内	100円	使用開始から1時間を超えた後の1時間当たり	100円	1日当たり（1日の使用が13時間を超え24時間以内）	1,400円	<p>〔削る〕                       （使用料の減免）  <b>第12条</b> 〔略〕                      （使用料の不還付）  <b>第13条</b> 〔略〕                      （原状回復の義務）  <b>第14条</b> 〔略〕                      （損害賠償等の義務）  <b>第15条</b> 〔略〕                      （委任）  <b>第16条</b> 〔略〕                      〔削る〕</p>
使用区分	使用料										
使用開始から30分以内	無料										
使用開始から30分を超え1時間以内	100円										
使用開始から1時間を超えた後の1時間当たり	100円										
1日当たり（1日の使用が13時間を超え24時間以内）	1,400円										

現行	改正後（案）
<p>(管理) 〔新設〕</p> <p><b>ラ・ペアーレの管理は</b> _____、法人その他の団体であつて、<b>市長</b> _____ が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第5条 ラ・ペアーレの開館時間は、午前9時から午後9時まで（日曜日は、午前9時から午後5時まで）とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、<b>市長</b> _____ の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第6条 ラ・ペアーレの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、<b>市長</b> _____ の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<b>市長</b> _____ の承認を得て定めるものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(利用料金の収入)</p> <p>第11条 <b>市長</b> _____ は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p>	<p>(管理)</p> <p>第3条 <b>ラ・ペアーレの管理は、浜田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。</b></p> <p><b>2 教育委員会は、ラ・ペアーレの管理を、</b>法人その他の団体であつて、<b>教育委員会</b>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第5条 ラ・ペアーレの開館時間は、午前9時から午後9時まで（日曜日は、午前9時から午後5時まで）とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、<b>教育委員会</b>の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第6条 ラ・ペアーレの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、<b>教育委員会</b>の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<b>教育委員会</b>の承認を得て定めるものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(利用料金の収入)</p> <p>第11条 <b>教育委員会</b>は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p>



## 浜田市有料駐車場の利用状況について

### ■平成29年度利用状況

	利用台数(台)			使用料収入額(円)		
	H28年度	H29年度	前年度比	H28年度	H29年度	前年度比
① 栄町駐車場 〔区画40台〕	-	-	-	3,942,872	3,809,393	△133,479 (△ 3.4%)
普通駐車 〔区画17台〕 (30分無料、1時間100円)	22,673	21,718	△955 (△ 4.2%)	2,622,503	2,572,960	△49,543 (△ 1.9%)
定期駐車 〔区画23台〕 (月5,000円)	265	251	△14 (△ 5.3%)	1,320,369	1,236,433	△83,936 (△ 6.4%)
② 駅前駐車場 〔区画45台〕	-	-	-	8,517,855	6,916,251	△1,601,604 (△ 18.8%)
普通駐車 〔区画30台〕 (30分無料、30分100円)	61,057	51,617	△9,440 (△ 15.5%)	7,319,468	6,371,735	△947,733 (△ 12.9%)
定期駐車 〔区画15台〕 (月10,000円)	120	55	△65 (△ 54.2%)	1,198,387	544,516	△653,871 (△ 54.6%)
③ 道分山立体駐車場 〔区画245台〕	-	-	-	37,877,285	39,709,117	1,831,832 (4.8%)
普通駐車 〔区画170台〕 (30分無料、30分100円)	84,354	85,166	812 (1.0%)	31,464,539	33,842,405	2,377,866 (7.6%)
定期駐車 〔区画75台〕 (月12,000円、屋上8,000円)	551	510	△41 (△ 7.4%)	6,412,746	5,866,712	△546,034 (△ 8.5%)
合 計 〔区画330台〕	-	-	-	50,338,012	50,434,761	96,749 (0.2%)
普通駐車 〔区画217台〕	168,084	158,501	△9,583 (△ 5.7%)	41,406,510	42,787,100	1,380,590 (3.3%)
定期駐車 〔区画113台〕	936	816	△120 (△ 12.8%)	8,931,502	7,647,661	△1,283,841 (△ 14.4%)

※1 「普通駐車」の「利用台数」には、無料時間（30分以内）の利用台数を含む。

※2 「定期駐車」の「利用台数」は、毎月の利用台数を1台とし、年間延べ台数で算出している。

### 〈概況〉

#### ①栄町駐車場について

普通駐車 … 前年度比で利用台数は4.2%減少、使用料収入も1.9%減少した。

定期駐車 … 前年度比で利用台数は5.3%減少、使用料収入も6.4%減少した。

#### ②駅前駐車場について

普通駐車 … 前年度比で利用台数は15.5%減少、使用料収入も12.9%減少した。

定期駐車 … 前年度比で利用台数は54.2%減少、使用料収入も54.6%減少した。

#### ③道分山立体駐車場について

普通駐車 … 前年度比で利用台数は1.0%増加、使用料収入も7.6%増加した。

定期駐車 … 前年度比で利用台数は7.4%減少、使用料収入も8.5%減少した。

※ 駅前駐車場は、浜田駅前広場整備事業に伴い、平成30年1月末日をもって廃止したため、利用台数、使用料収入ともに前年度に比べて大幅に減少している。

## 平成 30 年度浜田市坂根正弘奨学金奨学生の決定について

平成 30 年度浜田市坂根正弘奨学金奨学生（第 5 期生）を決定し、奨学生認定通知書交付式を執り行いました。

### 1 平成 30 年度奨学生（第 5 期生）

（敬称略）

氏名	大学・学部・学科名	奨学金月額※	出身校
やまもと もえみ 山本 萌未	東京大学 理科二類	50,000 円	浜田高校
うわべ たかひろ 上部 岳洋	九州大学 工学部 物質科学工学科	50,000 円	浜田高校
さかさき そうま 榊 颯馬	広島大学 工学部 第一類	40,000 円	浜田高校

※奨学金月額は、大学所在地が政令指定都市等で 5 万円、その他の都市で 4 万円です。

奨学生 3 名の方は、6 名の応募者の中から、第 1 次審査（書類審査）、第 2 次審査（小論文、面接審査）を経て奨学生に決定しました。

### 2 奨学生認定通知書交付式

8 月 11 日（土）に石央文化ホールにおいて認定通知書交付式を行い、株式会社小松製作所相談役の坂根正弘氏から激励のお言葉をいただくとともに、奨学生（2 名）から抱負を述べていただきました。

なお、榊颯馬さんについては、平成 30 年 7 月豪雨の影響により認定が遅れたため、8 月 30 日（木）に市長から認定通知書の交付を行いました。



▲ 8 月 11 日の認定通知書交付式。写真左から、浜田商工会議所 樋山会頭、上部 岳洋さん、坂根相談役、山本 萌未さん、市長、日本政策金融公庫浜田支店 馬場支店長。



▲ 8 月 30 日の認定通知書交付。写真左が榊 颯馬さん。

## まちづくり総合交付金制度の中間検証について

### 1 趣旨・目的

平成 28 年度に見直しを行い、平成 32 年度までの 5 年間で当面の事業期間として実施している「まちづくり総合交付金」について、交付団体や市議会等からの意見を踏まえ、平成 28 年度の見直し以降の事業評価を行うとともに、必要な見直しを検討するため、中間年度における検証を行うもの。

### 2 検証体制

浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会において検証する。

### 3 検証委員

(敬称略)

区分	団体	職名	氏名	備考
(1) 識見者	島根県立大学	准教授	金野 和弘	委員長
(2) 各種団体から推薦された者	浜田自治区地域協議会	委員	細川 良一	
	金城自治区地域協議会	委員	塚本 守	
	旭自治区地域協議会	副会長	塚崎 育生	
	弥栄自治区地域協議会	委員	山根 久治	
	三隅自治区地域協議会	委員	大山 祐司	
	浜田市公民館連絡協議会	会長	岡本 修治	副委員長
(3) 関係行政機関の職員	島根県西部県民センター 地域振興課	課長	岡本 宏明	
(4) 市の職員	生涯学習課	課長	村木 勝也	

※ 事務局は、浜田市地域政策部まちづくり推進課  
会議には、各支所防災自治課職員も出席

### 4 検証のポイント

- (1) 前回の改正内容（基礎額の見直し、課題解決特別事業の創設など）についての評価・検証
- (2) 現行の交付金制度に対する各種意見の整理及び更なる意見集約
- (3) (1)(2)を踏まえ、平成 31 年度からの見直しの検討

(裏面へ)

## 5 検証スケジュール等

時期	内容
8月10日	<p><b>第1回検討委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正副委員長の選任</li> <li>・まちづくり総合交付金の説明（過去の見直しの経緯含む）</li> <li>・意見交換</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>（主な意見）</p> <p>① 基礎額の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これ以上の減額は、しないでほしい。</li> <li>・交付金の減額については理解しており、むしろ地域では、現状の交付金をどのように活用するかを議論している。</li> </ul> <p>② 課題解決特別事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的を持って活動する団体を支援する制度で評価できる。</li> <li>・上限額（50万円）の引き上げを希望する。</li> </ul> <p>③ 助成金の制限について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各町内への助成金が基礎額の範囲内とされたことで各町内への配分が実質的に減額となった。これ以上の制限はしないでほしい。</li> <li>→（他の委員からの意見）配分された助成金をどのように活用したかを発表しあう場づくりが大切だ。</li> </ul> <p>④ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハード整備に活用できるようにしてほしい。</li> <li>・交付金によって地域の主体的な取り組みが広がってきたので、平成33年度以降も交付金制度を続けてほしい。</li> <li>→（他の委員からの意見）交付金による成果を目に見える形にして行政にアピールすることも必要だ。</li> </ul> </div>
9月	<p>【意見集約】・地区まちづくり推進委員会へのアンケート調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題解決特別事業審査員からの意見聴取</li> </ul> <p>【9月議会（総務文教委員会）で中間報告】</p> <p><b>第2回検討委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見集約の結果報告及び意見交換</li> <li>・見直し（案）の検討</li> </ul>
10月	<p><b>第3回検討委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果及び見直し（案）の最終確認</li> </ul>
12月	<p>【12月議会で評価結果及び見直し内容の報告】</p>

※各自治区の地域協議会には、適宜経過を報告する。

平成30年度全国学力・学習状況調査結果（概要）について

浜田市教育委員会

1 調査の概要

(1) 調査実施日 平成30年4月17日（火）

(2) 調査の対象

国・公・私立学校小学校6年生（特別支援学校含む） 全児童

国・公・私立学校中学校3年生（特別支援学校含む） 全生徒

\*特別支援学校及び小中学校の特別支援学級在籍者のうち、下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒や特別支援学校の教科の内容の指導を受けている知的障がい者である児童生徒は、調査対象としない。

(3) 浜田市での調査対象児童・生徒数 ・小学校 403名 ・中学校 427名

(4) 調査の内容

- ① 教科に関する調査
  - ・国語A（知識） ・国語B（活用） ・理科
  - ・算数・数学A（知識） ・算数・数学B（活用）
- ② 質問紙調査
  - ・児童生徒に対する調査 ・学校に対する調査

2 各教科の平均正答率

(1) 小 学 校

	平均正答率（％）					
	浜田市	島根県	全国	差(市-県) <昨年>	差(市-国) <昨年>	差(県-国) <昨年>
国語A	68	68	70.7	0 <0>	-2.7 <0.2>	-2.7 <0.2>
国語B	53	55	54.7	-2 <2>	-1.7 <2.5>	0.3 <0.5>
算数A	60	61	63.5	-1.0 <1.0>	-3.5 <-0.6>	-2.5 <-1.6>
算数B	46	49	51.5	-3.0 <0>	-5.5 <-2.9>	-2.5 <-2.9>
理 科	54	58	60.3	-4.0	-6.3	-2.3

(2) 中 学 校

	平均正答率（％）					
	浜田市	島根県	全国	差(市-県)	差(市-国)	差(県-国)
国語A	74	76	76.1	-2.0 <-1.0>	-2.1 <-1.4>	-0.1 <-0.4>
国語B	56	61	61.2	-5.0 <-3.0>	-5.2 <-3.2>	-0.2 <-0.2>
数学A	60	64	66.1	-4.0 <-1.0>	-6.1 <-3.6>	-2.1 <-2.6>
数学B	40	45	46.9	-5.0 <-2.0>	-6.9 <-4.1>	-1.9 <-2.1>
理 科	62	66	66.1	-4.0	-4.1	-0.1



### 3 島根県の結果の概要

- 小学校国語B、中学校国語A・国語B、中学校理科においては、全国平均並みである。
- 小学校国語A、算数A・算数B、小学校理科、中学校数学A・数学Bにおいては、全国平均を下回っている。
- 小学校国語Aでは、「書くこと」「読むこと」「言語事項」の領域で全国平均を下回った。
- 小学校国語Bでは、全ての領域で全国平均を上回った。
- 小学校算数A・算数Bでは、ほとんどの領域で全国平均を下回った。
- 中学校国語Aでは、「読むこと」で全国平均を上回った。「話すこと・聞くこと」「書くこと」「言語事項」は全国平均並みである。国語Bでは「話すこと・聞くこと」の領域で全国平均を上回ったが、「読むこと」「言語事項」で全国平均を下回った。
- 中学校数学A・数学Bでは、全ての領域を下回った。
- 理科では、小学校は全ての観点を下回った。中学校は全ての観点で全国平均並みであった。

### 4 浜田市の結果

#### (1) 各教科の分類別集計結果の概要

- ※ ○：市が県を2ポイント以上、上回るもの
- －：市と県の差が2ポイント未満のもの
- △：市が県を2ポイント以上、下回るもの

#### ① 小学校国語A

評価の観点	学習指導要領の領域等	対象設問数	平均正答率(%)			
			浜田市	島根県	差	
関心・意欲・態度		0				
話す・聞く能力	話すこと・聞くこと	1	89.8	90.8	-1.0	-
書く能力	書くこと	1	73.2	72.4	0.8	-
読む能力	読むこと	2	70.5	71.2	-0.7	-
言語事項	伝統的な言語文化	8	63.3	64.5	-1.2	-

#### ② 小学校国語B

評価の観点	学習指導要領の領域等	対象設問数	平均正答率(%)			
			浜田市	島根県	差	
関心・意欲・態度		3	33.3	34.5	-1.2	-
話す・聞く能力	話すこと・聞くこと	3	63.3	65.3	-2	△
書く能力	書くこと	5	43.3	45.9	-2.6	△
読む能力	読むこと	2	53.7	51.7	2	○
言語事項	伝統的な言語文化	0				

③ 小学校算数A

学習指導要領の 領域	対象設問数	平均正答率(%)			
		浜田市	島根県	差	
数と計算	5	57.6	58.5	-0.9	-
量と測定	4	74	73.8	0.2	-
図形	3	52	53.7	-1.7	-
数量関係	5	54.3	55.3	-1	-

④ 小学校算数B

学習指導要領の 領域	対象設問数	平均正答率(%)			
		浜田市	島根県	差	
数と計算	6	53	55.8	-2.8	△
量と測定	4	45.7	48.8	-3.1	△
図形	2	54	55.9	-1.9	-
数量関係	5	40.4	42.8	-2.4	△

⑤ 小学校理科

学習指導要領の領域	対象設問 数	平均正答率(%)			
		浜田市	島根県	差	
自然への関心・意欲・態度	1	78.8	81.4	-2.6	△
科学的思考・表現	12	47.5	51.8	-4.3	△
観察・実験の技能	1	59.9	67	-7.1	△
自然事象についての知識・理解	2	81	82.7	-1.7	-

⑥ 中学校国語A

評価の観点	学習指導要領の 領域等	対象設問 数	平均正答率(%)			
			浜田市	島根県	差	
関心・意欲・態度		0				
話す・聞く能力	話すこと・聞くこ と	3	69.8	74.1	-4.3	△
書く能力	書くこと	4	69.4	73.2	-3.8	△
読む能力	読むこと	4	76.0	77.4	-1.4	-
言語事項	言語事項	21	75	76.7	-1.7	-

⑦ 中学校国語B

評価の観点	学習指導要領の領域等	対象設問数	平均正答率(%)			
			浜田市	島根県	差	
関心・意欲・態度		3	46.4	50.3	-3.9	△
話す・聞く能力	話すこと・聞くこと	3	71.4	76	-4.6	△
書く能力	書くこと	2	27.3	31.1	-3.8	△
読む能力	読むこと	6	48.3	53.1	-4.8	△
言語事項	言語事項	1	45.7	50.1	-4.4	△

⑧ 中学校数学A

学習指導要領の領域	対象設問数	平均正答率(%)			
		浜田市	島根県	差	
数と式	12	63.7	68.7	-5	△
図形	12	63.4	67.8	-4.4	△
関数	8	48	52.6	-4.6	△
資料の活用	4	59.6	63.9	-4.3	△

⑨ 中学校数学B

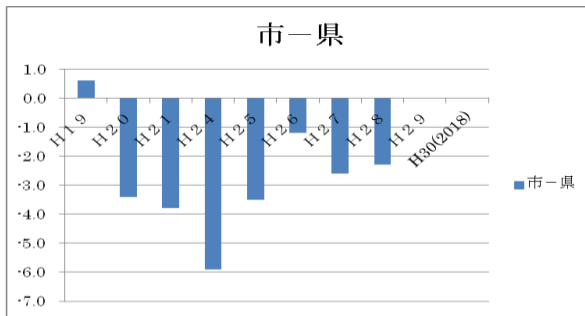
学習指導要領の領域	対象設問数	平均正答率(%)			
		浜田市	島根県	差	
数と式	3	44.6	49.1	-4.5	△
図形	6	40.0	45.1	-5.1	△
関数	3	45.7	51.1	-5.4	△
資料の活用	3	29.9	35.8	-5.9	△

⑩ 中学校理科

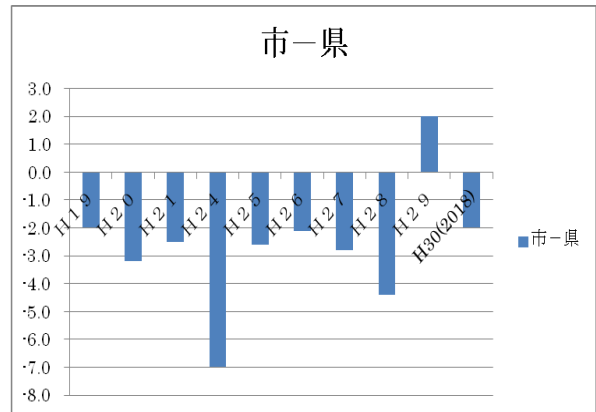
学習指導要領の領域	対象設問数	平均正答率(%)			
		浜田市	島根県	差	
自然への関心・意欲・態度	1	69.4	71.8	-2.4	△
科学的思考・表現	16	61.2	64.6	-3.4	△
観察・実験の技能	4	62.1	65.8	-3.7	△
自然事象についての知識・理解	8	63.7	68.7	-5.0	△

(2) 平均正答率の県との差の推移

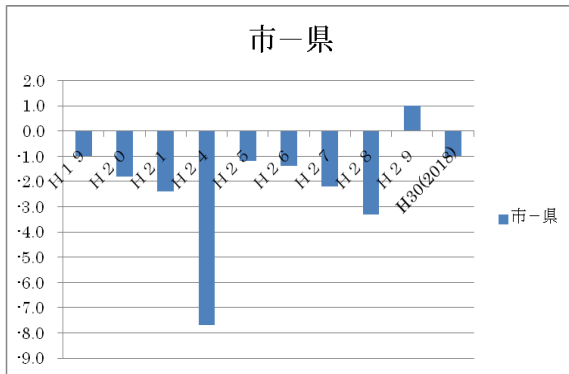
小6国語A



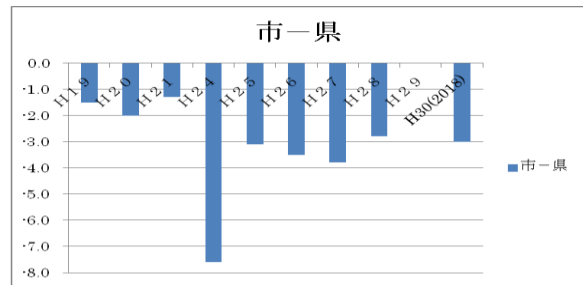
小6国語B



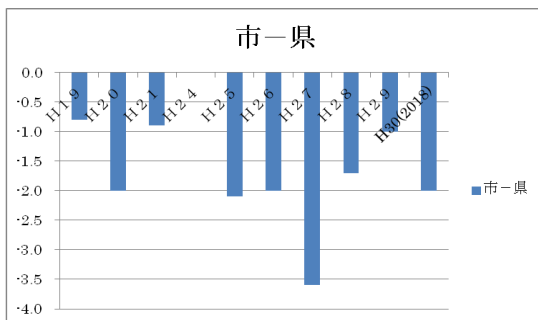
小6算数A



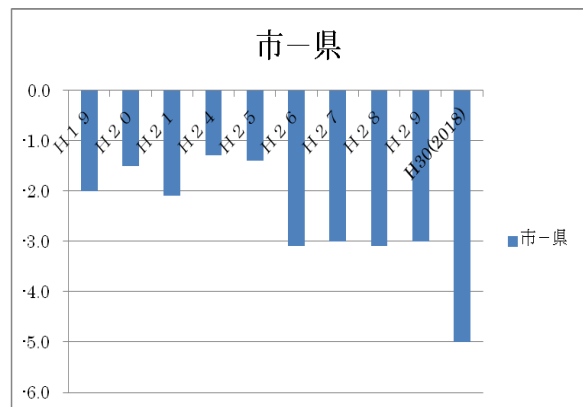
小6算数B



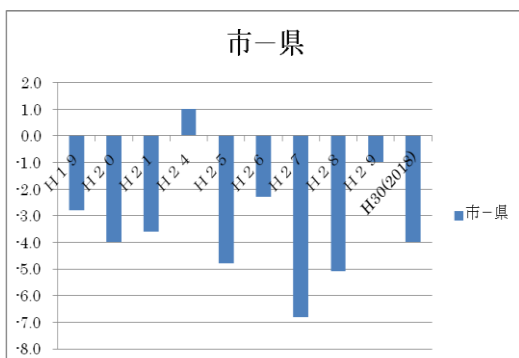
中3国語A



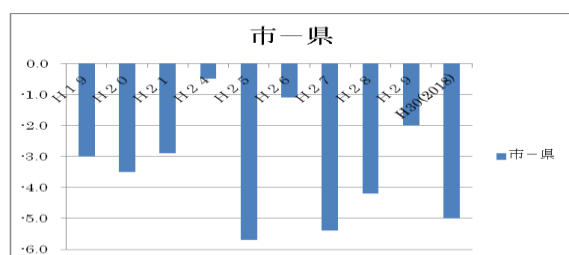
中3国語B



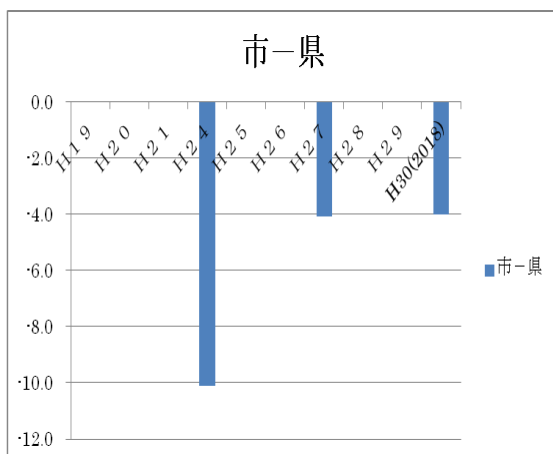
中3数学A



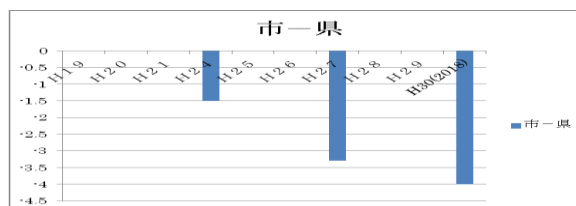
中3数学B



小6理科



中3理科



### (3) 教科に関する結果の概要

国語は、小学校A 68% (県68%)、B 53% (県55%)、中学校A 74% (県76%)、B 56% (県61%)。小学校Aは全ての観点で県平均と同程度。小学校Bは、「読むこと」が2P上回ったが、他の観点は下回った。中学校Aは全ての観点で下回った。中学校Bでは全ての観点で4P前後下回り差が広がった。

算数・数学は、小学校算数A 60% (県61%)、B 46% (県49%)、中学校数学A 60% (県64%)、B 40% (県45%)。小学校Aは全ての観点で2P以下の差であるが、小学校Bは2P以上の差であった。中学校数学A、数学Bは全ての観点で下回った。

理科は、小学校理科54% (県58%)、中学校理科62% (県66%)。小学校は、全ての観点で下回り、特に観察・実験の技能が7.1Pと大きい差となった。中学校は、全ての観点で下回った。

平均正答率の推移を見てみると、小学校では、国語Aについては県平均と同等になり上向きとなってきた。国語Bは昨年度からは下がったものの、2Pの差を維持。算数Aは1Pの差に縮まっており上向きとなってきた。算数Bは、3Pの差を維持している。

中学校では、国語A、数学A、数学Bについては、横ばい。国語Bについては、差が広がった。

小学校理科では、横ばいであり、中学校理科については、-4Pと差が広がった。

記述式問題については以下の通りである。

小学校・・・国語Bでは、33.3% (県34.5%)。算数Bでは、37.5% (県40.5%)。理科では、21.3% (県25.7%)。

中学校・・・国語Bでは、46.4% (県50.3%)。数学Bでは、21.2% (県24.7%)。理科では、43.9% (県49.0%)。

全ての教科で県平均を下回っており、B問題への対応が課題である。知識・技能の定着に向けた取組を今まで通り継続していくと共に、思考力・判断力・表現力や、学びに向かう力等の育成をめざす授業改善に地道に取り組んでいく必要がある。

## 5 今後について

### (1) 取組の方向性

A問題については、小学校の向上が見られるものの、中学校ではまだ差がある。従って、各校が、基礎的学力育成のために行っている取組（基礎学力テスト、書き取り会、計算会、家庭学習の工夫、家庭学習の定着、配信学習プリントの活用、指導・支援が必要な生徒への指導の時間の確保等）は、今後も継続して、基礎的・基本的な知識・技能の確かな定着が求められる。

B問題については、更なる指導改善が必要である。B問題対応や活用力育成のために、学校図書館活用教育等で行ってきた情報センターとしての図書館の機能を活用した学習や、各校で進めている、「主体的で対話的で深い学び」への授業改善や、活用力を意識した授業づくり（B型問題を授業に生かす等）の取組を継続していくことが一層求められる。

そして、各学校が、①「チーム学校として組織的に取り組むこと」、②授業改善の大きな視点として、「『めあてと振り返り』の質的向上（実施しているという意識は高まっている）」をめざし、「めあての共有」「めあてにかえた確かな振り返りをやり切ること」を求めている。

また、教職員が、授業改善のための時間や児童生徒に関わる時間を確保するためにも、抜本的な業務改善が必至である。「統合型校務支援システム」を導入し、業務改善を進め、校務の効率化とともに、教育の質の向上を目指したい。2020（平成 32）年度小学校新学習指導要領完全実施（中学校は、2021 年度）に向けて、「校務支援システム」等の導入をする絶好の時期である。

そして、「当たり前のことが当たり前丁寧に積み重ねていく」ことができるよう、学校も保護者も地域もが連携して取り組むことを求めている。

### (2) 具体的な取組

#### ① 基礎的・基本的事項の定着を図るための指導の継続

##### ア 各校での基礎的・基本的事項定着の取組を継続する

- ・「めあてと振り返り」＝目標・成果が明確な連続した授業づくりの質の向上
- ・配信プリントの活用
- ・家庭学習の取組
- ・基礎学力定着のための取組

##### イ 中学校区ごとの小中連携教育での取組

- ・家庭学習の定着の一層の徹底
- ・一貫した学習規律の確立
- ・生活習慣（ネットとの適切なつきあい方等）の見直し

#### ② 授業改善に向けての取組 → 主体的・対応的で深い学びへの転換をめざし

##### ア 各校での授業改善に向けての取組への支援

- ・本市の取組の良さ・価値付けをしたり、他の取組例の紹介をしたり、同じ方向で継続した取組を支援（訪問指導も含む）することで、更なる質の向上を図る。

##### イ 学校図書館教育を活用し、すべての教科を通して（国語、算数にとらわれることなく）、課題解決的、教科横断的な指導を行うことができるよう研修を深める。

- ・学校図書館活用教育研究指定校の設定、公開授業研究会や研修会への参加
- ・教科横断的な学習を行うためのカリキュラムの見直し

##### ウ 「主体的・対話的で深い学び」に関わる研修会の実施・参加

- ・協調学習研究指定校の設定、公開授業研究会や研修会への参加

- ・島根県算数授業改善指定校（周布小）公開授業への参加
- ・算数・数学研究指定校（雲雀丘小、第二中）の設定によりアドバイザー継続指導と公開授業研究会への参加

#### エ スーパーティーチャー示範授業研修

- ・国語、算数等の授業を元に、授業改善に向けての研修を継続。教科指導のみならず「校内研修（チーム学校として）」の在り方の研修も行い、各学校の校内研修の支援とする。
- ・中学校教員が参加しやすい日程・内容の検討

## 浜田市室内プールの愛称について

浜田市が所管する浜田市室内プール（東公園内）に、愛称「福井 誠記念プール」を制定することといたします。

故福井 誠氏は、1964 年東京オリンピックにおいて、日本選手団の旗手をつとめられ、その功績を称えるとともに、2020 年東京オリンピックに向けての気運醸成のため、このたび、下記のとおり愛称を制定することとなりました。

### 記

#### 1 施設名称及び愛称

- (1) 施設名称 浜田市室内プール（浜田市東公園内）
- (2) 愛 称 「福井 誠記念プール」

#### 2 福井 誠氏の略歴及び主な功績

- 1940 年 今の浜田市元浜町に生まれる
- 1957 年 日本高校選手権優勝
- 1958 年 アジア競技大会 200 メートル自由形優勝
- 1960 年 ローマオリンピック 800 メートルリレー銀メダル
- 1964 年 東京オリンピック 800 メートルリレー銅メダル  
日本選手団の旗手をつとめる
- 1992 年 ご逝去（52 歳）

#### 3 今後の予定

9 月 22 日（土）浜田市室内プールにおいて、愛称制定のセレモニーの開催を予定しており、翌 23 日（日）には、千葉すずさんらオリンピック出場経験者等を講師に招いてのスイムクリニックの開催が予定されております。

※今回は、愛称の制定であり、条例等の変更はありません。



## しまね映画塾 2018in 浜田 撮影作品の決定について

この度、シナリオ募集期間を終え、塾生、シナリオ応募者、関係者約 70 名で厳正に選考されました。以下の 7 作品が今後塾生により制作され、映画化されることになりました。

この 7 作品は映画塾の成果発表として 11 月に石央文化ホールで上映されます。

- 1 シナリオ申し込み数 58 作品
- 2 塾生制作が決定した作品 7 作品

番号	題名	あらすじ	舞台
9	何壘打？	少年時代の原風景を求めて故郷に向かう夫婦の旅。	室谷、大麻山
22	えびすさん	会社で大漁を呼び込むえびすさんがやってきた。営業成績は右肩上がりだが、それでめでたしとはいかないようで…。	オフィス
30	ある日、ゆうひパークで・・・	ドライブ中でカップルが出会ったのは車を失くした老人。誰もが避けては通れない「老い」について考える。	ゆうひパーク
31	遠くて近い～FRAGILE～	IT をうまく利用しながら田舎に住む男性。共に暮らす AI に 対するそれぞれの印象は様々で…。	農村
36	残したい～幻の広浜鉄道 今福線～	今福線を幻から現実へと引き戻そうと精力的なベテランガイド。それに刺激を受けたある見習いガイドのお話。	今福線
46	閃光の浜	祖父の残した 1 枚の写真。今はない浜田の風景と失われた 過去へと導かれるホラー作品。	砂浜(桧ヶ浦)
53	光	人と接することで過去の失敗や辛い経験は忘れられる。あるゲストハウスを取り巻く人々の繋がり。	ゲストハウス

### 3 今後のスケジュール

#### ■撮影合宿：9月22日（土）～24日（月・祝）

- ・撮影場所：市内各所
- ・宿舎：国民宿舎 千畳苑
- ・撮影本部：(22日午前)国府公民館、(22日午後以降)国府小学校体育館

#### ■編集作業：10月

#### ■完成作品発表上映会：11月25日（日）13:45～18:00 石央文化ホール

# 学校の暑さ対策について

平成 30 年 9 月 10 日  
総務文教委員会 資料  
教育委員会 教育総務課

## 中学校普通教室等エアコン整備事業スケジュール

年度	平成30年度												備考欄			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
月																
(中学3年生教室・特支教室)																
一中・二中・浜田東中	(設備設計) 4/20～8/31					(工事) 9月8日～1月10日予定										
三中・四中						(工事) 9月8日～1月10日予定										
金城中						(工事) 9月15日～12月14日予定										
旭中						(工事) 8月24日～11月30日予定										
弥栄中						(工事) 9月15日～12月14日予定										
三隅中						(工事) 9月15日～12月14日予定										

◎エアコン設備設計業務  
平成30年4月20日～8月31日  
1～3年生教室・特別支援教室のエアコン設置を前提とした施設全体の電源供給計画と平成30年整備分の実設計を行う。

◎電源設備工事  
◎エアコン機器整備工事  
平成30年8月24日～1月10日予定  
電源設備(キュービクル)の整備とエアコン機器設置工事を行う。

※工事は、契約上の工事期間であり実際の工事期間とは異なります。

## 中学校別エアコン設置教室数と事業費

計画年度	整備教室	第一中	第二中	第三中	第四中	浜田東中	金城中	旭中	弥栄中	三隅中	合計	事業費(円)		
												実施設計委託費	工事費	事業費合計
平成30年度	3年教室	5	2	4	1	2	1	1	1	2	19	9,300,000	108,454,000	117,754,000
	特別支援教室	2	2	2	1	3	2	1	1	2	16	(実績 9,126,000)	(設計額98,225,000)	(見込み 107,351,000)
平成31年度	2年教室	4	2	3	1	2	2	1	1	2	18	3,200,000	38,533,000	41,733,000
平成32年度	1年教室	4	2	3	1	2	3	1	1	2	19	3,200,000	20,295,000	23,495,000
	計	15	8	12	4	9	8	4	4	8	72	15,700,000	167,282,000	182,982,000